

審査基準整理票

処分名	犬の予防注射済票の交付		
根拠法令名	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	（条項）	第5条第2項
基準法令名			
所管部署	健康保険部（局）衛生課（室）動物愛護センター		
標準処理期間	1日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【狂犬病予防注射済票の交付申請に係る審査基準】</p> <p>狂犬病予防法第5条第2項に基づく狂犬病予防注射済票の交付申請は、次に掲げる事項を満たしていることを基準とする。</p> <p>1 申請する犬は、大津市において飼い犬登録がなされていること。</p> <p>2 獣医師による注射済証等、注射を実施したことを証するものを提示すること。ただし、（社）滋賀県獣医師会が認定する動物病院、若しくは大津市の実施する集合予防注射会場で注射を実施した場合の交付はこの限りでない。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p> 狂犬病予防法</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。